

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五号

徳島県のお務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県のお務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表七十四の項中「徳島市」を「徳島市 鳴門市」に改め、同表七十八の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項1中「、第三項又は第六項」を「又は第五項」に改め、同項2中「同条第二項」を「同条第二項本文」に改め、同項3中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同項10中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項11中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同項15及び20中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。